

# 大学評価の検討

藤田秀雄

## 大学設置基準の大綱化と自己評価の義務化

「大学設置基準の一部を改正する省令」「短期大学設置基準の一部を改正する省令」が本年（一九九一年）六月三日に公布され、七月一日から施行された。これらの改正内容の基本は、設置基準の大綱化と各大学の自己評価の義務化である。

すなわち、教育課程編成に関し、一般教育科目、専門教育科目の区分を廃止した。一般教育科目数が極端に少なくとも、必要とされる総単位数（これは従来と同じ）を履修すれば、卒業資格を与えることとした。単位の計算方法も、講義・演習については、一五時間から三〇時間までの範囲で大学が定める授業をもって一単位とすることになった。授業時間よりも、授業時間外の学修等の時間数で定めることにしたのである（一単位につき四五時間の自主学修を標準とする）。一年間の授業時間も、授業日数についての定めは設けず、三五週にわたることを規定したにすぎない。

授業の学生数も人数の制限を廃止した。社会人学生を考慮して、昼夜開講制ができることになった。専任教員数や校舎面積の基準を入学定員数で定めず、四年生まで（短大であれば二年生まで）の総数（「収容定員」）で定めることにした。つまり、アメリカの大学のように卒業までにキック・オフさせる学生が多い場合は、入学生数をふやしてもよいことになるのである。専任教員数と兼任教員数の比の枠もなくなつた。<sup>(1)</sup>

以上のような大綱化は、必然的に、大学における教育の水準に大きな差を生むことになる。たとえば、授業における学生数の制限がなくなったことから、大教室で、大量の学生を教える授業を大幅にふやし、最低単位数で卒業させていくことをすれば、大学経営上は有利であっても、教育の質は低下する。

そこで、大綱化と抱きあわせで、大学の自己評価をつぎのごとく義務づけることになった。

第二条 大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

右の第二条は、短期大学の場合も同文である。一般に法文作成上の通則としては、第一条で、その法律等の制定目的を明らかにし、第二条で、基本用語の定義をおこなう。定義が必要でない場合は、第二条に、もつとも重要な法全体の精神を定める条文をおく。このような通則からすると、自己評価の条を第二条においたのは、大学や短期大学の設置基準において、自己評価の義務化を最重視することになつたと考えねばならない。

今後、各大学は、自己評価のための委員会または審議会を設置し、評価項目を定めるとともに、項目ごとの評価をおこなって、結果を定期的に文部省に提示すること（あるいは公表すること）が求められるのである。

では、大綱化の根拠は何か。設置基準改正をもたらした大学審議会答申ではつぎのようにいわれている。<sup>(2)</sup>

「自由で個性的なカリキュラムを設計しようとする際に、現行の大学設置基準の規定が障害となってきた面がある。」

「また、カリキュラムの枠組みを大学設置基準で細かく規定していることが、各大学において、カリキュラムの在り方についての真剣な検討や改善のための努力を怠らせることになっている面も見られる。」

「本来、授業を行う場合の適切な学生数は、それぞれの授業の方法及び施設設備その他の教育上の諸条件により異なるものであり、大学設置基準で一律五〇人と定めるのは合理的でないとの指摘もある。」（現行の「最高」一〇〇人まで」の規定も今回廃止された。——藤田）

「年間の授業日数は、二一〇日が原則である旨の規定については、今後、大学がそれぞれの実情に応じ、学校週五日制を採用しようとする場合の支障となることが予想されることであり、弾力的な対応が可能となるよう削除することが適當である。」

教育の自由化・個性化は、大学のみならず、小中高校についても、もともと教育関係者が要求してきたところであり、従来のような文部省による詳細な規制が廃止されることは望ましい。また、やがて週五日制を実施することは、必然と思われる所以で、そのための条件を用意しておくことも必要であろう。しかし、授業における学生数の制

限撤廃については、根拠がきわめて弱いといわなければならない。概して日本の大学は、他の先進諸国の大学とくらべ、授業時の学生数が多い。そのため、授業時に討論形式を採用することは困難である。演習や語学教育では、現行の「おおむね五〇人」でも、困難である。自由化、個性化はカリキュラム編成について適用されるべきもので、教育の質の低下を招くおそれのある条件についても、自由化を適用することは、すでにふれたごとく、大学間格差を増大させることになる。ましてや、一八歳人口の減少による大学経営の悪化を考える時、経営上の理由から、この規定撤廃が悪用されないともかぎらない。それは、日本の私立大学全体の質の低下に及ぶ可能性もある。

つぎに大学の自己評価の根拠に関してはどうか。<sup>(3)</sup> 答申では、「大学は……その創意によって常に教育研究水準の向上に努めることが社会的に期待され、……その社会的責任を果たしていくためには、不斷の自己点検・評価を行い、改善への努力を行っていくことが重要であり……」といわれている。ここでは、「その社会的責任」の内実が説明されていないため、説得力が弱いといわなければならぬ。大学の社会的責任に関し、最近発表された日本私立大学連盟の『大学活性化への提言』では、冒頭で、「大学の使命は『眞理を探究し広く知識を伝達する機関であって、その主たる活動である教育と研究を通して、世界の平和と人類の福祉に貢献することにある』と規定することができる。」としている。この規定は、憲法と教育基本法にもとづくものであり、また同時に、「二一世紀を間近にした今日、世界的には政治および経済面の流動状況、あるいは地球的規模の環境問題等」が発生している現実に則したものである。<sup>(4)</sup>

大学評価の根拠について、喜多村和三はつぎのように述べている。<sup>(5)</sup>（以下、藤田が要点をまとめた）

- 1 大学がみずから自己点検・評価をおこなわない場合、外部からの介入を排除できず、大学における学問の自由、大学の自治をそこなうという原理的な必要性がある。

2 学生の「大学ばなれ」や専修学校人気上昇のなかで、進路選択の多様化がすすみ、学校選択は、どの大学が自分の進路に最も適切かを評価した結果にもとづく。

3 大学間の交流（教師の移動や単位互換など）や国際化の進展（留学生受入れや派遣など）も大学評価を要請する。

#### 4 私学助成などの公的財源を求めるために、納税者や財政当局の支持を得るよう努めなければならない。

右のうち、根拠として、とくに重要なのは、第一の大学自治、学問の自由を守るという点と、第四に関連する国民（納税者）の支持をうるという点である。日本の大学の歴史をふりかえると、戦前・戦中には、大学の自治・自由がいちじるしく侵害された経験をもつ。戦後においても、それが皆無であったとはいえない（たとえばイールズ事件）。また文部省によるコントロールも、他の先進諸国に比して強かったといわねばならない。これらを考える時、権力による自治・自由の侵害をうけない条件は、自己評価と自己向上のみならず、あらゆる面で、大学がそなえていなければならないものである。また、公費助成をうるためにには、納税者（国民）のサポートを得られるだけの研究と教育の質を保持し、向上させなければならぬ。

とくに、大学への進学ができなかつた青年たち——現在それは同世代の約三分の一であり、その多くは働いており、納税者である——を考えれば、大学の質を高め、相対的な教育上の不利益者にたいし、大学卒業生が貢献するだけの能力と社会的義務を果さないかぎり、公費を受ける条件に欠けるといわねばならないであろう。わたしは、社会教育を専攻してきたため、これまでながい間、中卒あるいは高卒で社会に出た青年たちと接してきたので、とくにこの点を強調したい。

しかしながら、右の根拠には、大学に学ぶ学生の権利——よい教育を受ける権利の視点は欠落している。今年（一

九九一年）三月、アメリカの全国的成人教育団体（二六団体）があつまり、成人学習者権利憲章を作成・公表した。

そこには、成人教育の発展が、民主主義の基礎であるとし、一二の権利項目があげられている。そのなかに成人学習者は、すぐれた教育者によってよい教育を受ける権利があると明記されている。<sup>(6)</sup> よい教育を受ける権利は、成人学習者のみならず、小中高校・大学のあらゆる学習者にとって共通の権利である。

よい教育を受ける権利にこたえるためには、一方で、教育施設設備等の外的条件が整備されなければならない。他方では、カリキュラム編成や教育内容・方法が、学生たちの学問的関心をひき出し（モチベート）、学生の知的発達段階に応じ、しかも、前記の大学の使命に則した教育をおこなわなければならない。また、右にのべた、教育的不利益者（それは同時にあらゆる面での社会的不利益者であるが）に何らかの貢献をおこなうことを積極的に考える青年を生みださなければならぬと考へる。

そのためには、大学教員は、研究活動においても、きびしさが要求される。研究の質の向上と、教育の質の向上とは不離一体である。わたし自身が、この両者について、いまだ不十分であることを自覚している。また、研究と教育の双方について努力することは、精神的にも肉体的にも非常にきびしいことをわたしなりに実感している。しかし、この努力なしに大学教員の社会的責務は果せないであろうし、大学が社会的要請にこたえることも不可能であろう。本稿でこれから述べようとする大学教員評価についての調査も、こういう動機にもとづくものである。それは、わたしの自戒のためでもある。

（「大学」とは、学校教育法によれば、いわゆる四年生大学と短期大学の両者をふくむ。しかし、大学設置基準や、大学審議会答申では、両者を分けている。そのため本稿では、設置基準、審議会答申にふれた部分では、大学と短期大学を分け、他の部分では、両者をあわせて「大学」の語を使っている。）

## 大学設置基準改正の背景と国際人権規約A規約第一三條

大学評価問題にはいる前に、今回の大学設置基準改正の背景についてのべておこう。私立大学にたいする国庫助成は、本格的には、一九七〇年になって開始された。七五年に私立学校振興助成法が成立した。この時、参議院文教委員会は、付帯決議をつけ、国の補助率をできるだけ速やかに、経常費の二分の一とするよう努めることを運用上の配慮事項の第一項とした。

しかし八〇年代にはいると、政府は国庫助成抑制へと路線転換をはかりはじめる。それは受益者負担主義の登場によるものであり、この考え方は、八一年の臨時行政調査会第一次答申の内容となつた。抑制論は、当時民間からも提示された。たとえば、中村忠一著『私立大学　その虚像と実像』、『私立大学　甘えの経営』がある。また大企業による産業計画懇談会は、七年の『財政再建のための一拠点』のなかで、「大学教育への無差別支出を抑制することによって、政府の教育への過剰介入をさし控えることが重要になる。……特徴ある個性を育てる土壤づくりだけで政府の役割を限定すべきであろう」（傍点藤田）とのべていた。抑制論は国立大学にも向けられ、一方では国立大学授業料の値上げ幅が拡大とともに、他方では、国立大学予算がおさえられる方向にすすむ。また福祉予算も抑制され、自助努力が強調されるようになる。こうした考えは、第二臨調答申に生かされ、政策化されていく。同じ頃、高等教育過剰論も提起され、大学進学率は一五%ていどにおさえるべきであるという意見が<sup>(7)</sup>である。

七〇年代末から八〇年代はじめにあらわれた、以上のことき見解をみると、右の政策提言と大学設置基準改正内容が、見事に一致していることに思いあたる。

「政府の教育への過剰介入をさし控える」は、設置基準の大綱化である。自助努力は、大学の自己評価である。したがって今回の改正は、私立大学への国庫助成の抑制とうらはうらの関係とみなければならないであろう。

さすが、大学審議会答申では、「大学教育改善への取り組みを奨励し、実効あらしめるためには、適切な財政上の措置が必要となる」「我が国の高等教育に対する公財政支出は、先進諸国に較べ国全体の経済規模から見ても十分なものではなく、関係当局においては、大学の実情を踏まえ、高等教育財政の充実に努力することが望まれる」とのべられている。しかし、前記のごとき政策動向から考へるならば、答申のこの部分の主張が生かされる可能性は、今後も、少ないといわなければならない。

諸外国に目を転ずると、ヨーロッパ諸国では大学の授業料等が無償か、あるいは無償に近い国が多い。一九六六年の国際人権規約（わが国がこの条約を批准し、加盟したのは七九年）のいわゆるA規約では、第一三条で、中等教育とともに、高等教育でも、無償化をすすめるよう定められている。したがって、国際的な人権観としては、大学まで無償にし、それによって、教育への権利に差別を生まないことで一致している。しかし、わが国では、批准にさいし、この条項を保留したのである。世界でもっとも経済的発展を誇っているわが国としては、この保留は恥ずべきことといわねばならない。<sup>(8)</sup>

しかしながら、設置基準改正にこのような背景があるから、ただちに改正に全面的に反対というのではない。すでに述べたごとく、大綱化は、一部分（授業における学生数制限廃止など）を除き、好ましいと考える。文部省行政は、あらゆる学校教育に関し、あまりにも細かいコントロールをおこなってきた。これをあらためることは基本的に望ましいと考える。また自己評価をおこない、大学がみずから研究と教育の質向上をはかることは当然のことである。とくに、学生による教育を提供する義務に関し、大学全体として、努力することに熱心でなかつたことは反省すべき

である。そして、このような努力によって、国民（納税者）にこたえることを通し、はじめて、国庫助成拡大の要求を展開することができるといわなければならないであろう。

本来設置基準改正は、国庫助成増額措置とあわせておこなわれるべきであった。なぜなら、研究と教育の質向上という設置基準改正の趣旨は、大学の自助努力のみでは実現困難だからである。「冬の時代」ま近かという条件を考慮すれば一層このようにいわねばならない。したがって、改正自身に矛盾があるのはいうまでもない。そこで、国庫助成増額のための運動を展開しなければならない。わたしは、そのために、大学自身が、困難ななかでも運動への国民的支持をえられるだけの努力をしなければならないというのである。

## 大学評価と教員評価

さて、大学評価の項目は、どの範囲にまで及ぶのか。これについて、設置基準のなかには定めはない。今日までのところ、文部省の他の公式文書にも提示されていない。ただ、設置基準改正をもたらした大学審議会答申<sup>(9)</sup>につきのとぎ項目の例示がある。（短期大学の場合もまったく同じ）。

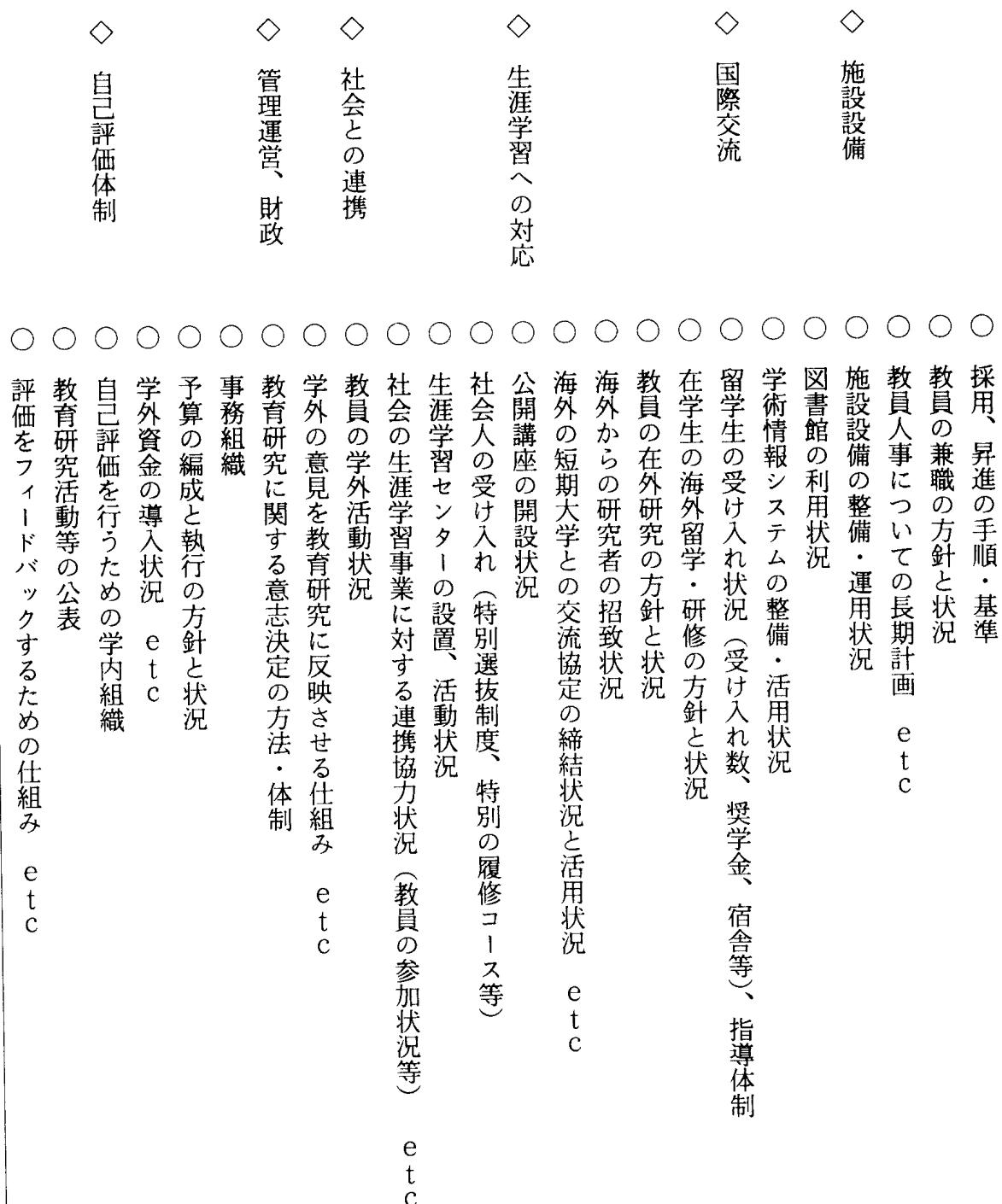
この例示を見て、気がつくのは、第一に、点検・評価項目が、多方面にわたっていることである。「管理運営、財政」には、予算の編成と執行や学外資金の導入状況もふくまれ、教学サイドだけでは、点検・評価はむづかしい。経営（法人）サイドも加わり、みずからその自己評価をおこなわなければならない。

第二に、「施設設備」にふくまれる項目が少なく、この点が軽視されているのではないかと思われる。逆に、「教育活動」の項目が非常に多い。シラバスの作成状況がかかけられている。シラバスといえば、各講義ごとの詳細な授業

## 短期大学の自己点検・評価項目（例）

## 大学評価の検討

- 各授業科目担当者間での授業内容の調整
- 演習・実験等の実施状況
- 視聴覚教育の実施状況
- 他学科聽講の方針と状況
- 転学科の方針と状況
- 他大学、短期大学等との単位互換の方針と状況
- 編入学希望者への指導状況
- 職業資格取得に係る指導状況、取得状況
- 進級状況（留年、休学、退学） etc
- 教授方法の工夫・研究のための取り組み
- 教員の教育活動に対する評価の工夫（学生による授業評価等） etc
- 成績評価、単位認定の在り方・基準 etc
- 職業指導及び就職状況
- 卒業生の大学への編入学状況 etc
- 構成員による研究成果の発表状況
- 研究誌の発行状況と編集方針
- 共同研究の実施状況
- 研究費の財源（学外からの資金の導入状況、科学研究費補助金の採択状況等）
- 研究費の配分方法
- 学会活動への参加状況 etc
- 専任教員・非常勤講師の配置状況
- 教育補助者、研究補助者の配置状況
- 年齢構成
- 出身大学の構成



計画・内容である。アメリカ等の大学では、中規模の大学でも、シラバスをあつめたものは、電話帳ぐらいの厚さがある。こういうものを作っている大学は、日本では聞いたこともない。他大学との単位互換も、まだ一部の大学でおかれてはいるにすぎないのではないか。大学審議会でも、設置基準改正でも、大学の研究活動より、教育活動の向上に力点をおいている。教員の資格についての改正点では、従来教育の能力は特別の場合以外問われなかつたのを、「教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする」（第一四条、第五条の助教授の資格でも同文）として、教育能力を条件とすることにした。わが国の大学では、伝統的に教員資格について、研究業績が重視され、他は、人柄や、学部長職などの役職能力が評価の対象となってきた。したがってこのような変化は、大学史上画期的といつてもよい。

しかし、このように改正したのならば、大学教員になろうとする人たちのために、大学における教授方法を事前に教育する人や機関の設置について考えられなければならないはずであるが、この点については言及されていない。

第三に、注目すべきは、「教員の教育活動に対する評価の工夫」という項目があり、そこに括弧つきで「学生による授業評価等」と付記されていることである。わが国の、一部の大学ではじめられた学生による評価の拡大を期待しているように感ぜられる。第四に、この例示にある評価は、これまで考えられていた大学評価の項目とはかならずしも一致しないという点があげられる。わが国では、入学難易度がその大学の一般的評価に使われてきた。また、アメリカ等では、大学を、①研究大学（もつとも強い研究機能をもつもの）、②大学院大学（すべて、ないしほとんどの学部に博士課程をもつもの）、③準大学院大学（一部の学部に博士課程をもつもの）、④修士大学（修士課程のみをおくもの）、⑤学部大学（大学院をおかないもの）と分ける。わが国でも、この基準で分ける試みがある。<sup>(10)</sup> このほかに、外国では、その大学でのノーベル賞受賞者数によって評価する国がある。これらについても、例示はふれていない。

第五に、大学評価に、教員評価がふくまれているが、教員の評価内容は、教育・研究と「学外活動状況」であり、大学運営に関する能力は考えられていない。

## 学生による授業評価——カルフォルニア州立大サンノゼ校の事例

わが国では、大学評価に関して、とくに学生による教員評価、なかでも授業評価が話題になっており、慶應大学のように、すでに実施されている大学もある。

そこで、本年（一九九一年）四月末、その実態を調査するため、カルフォルニア州立大学サンノゼ校を訪問したので報告しよう。この大学は、サンフランシスコの南、サンノゼ市にある。サンノゼ市は、通称「シリコンバレー」の南端にあって、人口が急増しているところである。サンフランシスコの南から二階建列車が出ており、約一時半で、この市に着く。学生数は一万人余であるが、理学部、工学部もある総合大学である。五階建二棟の図書館の大きさは、日本の大学の場合とくらべて、比較しようのない位大きい。

この大学では、約二〇年前から、学生による授業評価が実施されている。実施方法は、各セメスターのおわりに、教室でおこなう。教員が用紙を持って来るが、学生に配布と回収を依頼し、その後は教員が退室する。指命された学生が回収して、それを大学本部にとどける。教員が用紙を持ってくるのは、その教員の同意のもとにおこなうという趣旨によるものである。したがって同意しない教員の場合はおこなわない。しかし、実施しない教員はすくなく、いまでは、ほとんどの教員が、これをおこなうものと思っているそうである。

また、学生数一〇人未満の場合は実施しない。本部で集計し、教員ごとに、また質問項目ごとに、五段階偏差値を

だが、少人数の場合は、集計結果への信頼度がいちじるしくさがる可能性があるからである。

結果は、大学本部ではなく、大学とは関係が深いが、独立したタウ・デルタ・フイという名の団体が、三冊のパンフレットにまとめ、公表している。パンフレットの名は『ザ・タワー・リスト』という。この団体の事務所がキャンパス内の古いタワーの三階にあることから、このタイトルがつけられている。パンフレットは、学内の書店で売られていて、学生たちは、これを見て、授業を選択する。

質問項目は、つぎのとおりである。

- 1 教員は、学生の期待にこたえたか。
- 2 要求された学習は、意欲をそそるもので、熱中できるものであったか。
- 3 意見発表や討論への参加は自分を積極的にさせるものであったか。
- 4 リーディングや学外活動の指名は、クラスの学生全体をカバーしていたか。
- 5 授業時間を効果的に使っていたか。
- 6 テストは、授業のながれの重要な点をカバーしていたか。
- 7 採点は公平で、注意深くおこなわれたと思うか。
- 8 オフィス・アワーの時、教員は対応してくれたか。
- 9 教員は、学生に関心をもち、すすんで援助しようとしたか。
- 10 教員は、科目へのあなたの興味を増加させたか。
- 11 他の授業と比べ、この授業のきびしさはどうであったか。
- 12 この講義の受講を他の学生にすすめるか。

## 大学評価の検討

回答は、第一〇項まで、「すぐれている」から「不可」まで学生が五段階評価をし、第一一項は、「軽い」から「過重」まで、第一二項目は、「強く」から「まったくしない」まで、やはり五段階に評価する。

以上の項目はセメスターにより変わるもので、ここにのせたものは、やや古いものである。

また、学生の自由記入欄があり、授業や教員への感想を書くようになっている。

『ザ・タワー・リスト』には、教員ごとに、評価がグラフでのる。したがって、その教員の評価は一目瞭然である。その下に自由記入のいくつかがのっており、さらに教員自身の意見が加えられている。教員の顔写真までついているものもある。

大学本部でたずねたところ、「この評価の結果を教員の待遇に反映させることはしない」とはつきりいっていた。では、教員のプロモーションや契約更新の場合はどうかとたずねたところ、「それは学部のきめることで、われわれの権限外であるから、何ともいえない」といっていた。教員への質問ではこのような場合には、決定の重要な条件になると語っていた。

評価の悪い教員対策はどうか、教授法に関する大学教員のためのインストラクターが教室へ行つて授業を見る。そのうえで、教員への教育をおこなう。学生にたずねたところそういう教員はやがて消えていくということであった。

学生による評価は、アメリカの大学においても、教員にとつてきびしいものであるといわれている。日本でおこなう場合、結果の公表は慎重でなければならない。もともと、教員評価は、教育・研究活動向上のために行うものである。結果を本人のみに通知するだけでも、反省をうながすのに意義がある。

そもそも「学生の評価に信頼性はあるか」「採点の甘い教員により評価を与えるがちなので、教育活動に混乱をきたす」という疑問がある。現在実施している慶應大学の例をたずねたところ、「当初のこういうおそれはきゅうにすぎ

なかつた。学生は、まじめに評価している」ということである。なお右のような心配のなかに、学生が教員を評価するような教員と学生との関係はありえないという、学生に従属のみを求める古い教育観がある。しかし、国連の子どもの権利条約（やがて日本もこれを批准することになる）では、年少者にさえも、自己にかかわることについて参加する権利を認めているのである。学校の運営や教師の採用について決定権をもつ学校理事会に、中学生以上の子どもの代表を参加させている国もある（わたしが調査した事例ではニュージーランド）。ましてや、国際的に一八才以上は子どもではない。古い教育観の教員集団の大学では、もはや国際化はおぼつかないというべきであろう。

### 注

- (1) 文部事務次官「大学設置基準の一部を改定する省令の施行等について（通知）」一九九一年六月二十四日、「短期大学設置基準の一部を改定する省令」。
- (2) 大学審議会答申「大学教育の改善について」一九九一年二月八日
- (3) 同 前
- (4) 日本私立大学連盟『大学活性化への提言』一九九一年 一頁。
- (5) 慶伊富長編『大学評価の研究』東京大学出版会、一九八四年、八一一〇頁。
- (6) 藤田秀雄「アメリカ成人学習者権利憲章について」『月刊社会教育』一九九一年二月号。
- (7) 井ヶ田良治・保田芳昭編『私立大学を考える』大月書店、一九八二年、八四一—五四頁。
- (8) 藤田秀雄「国際人権規約における子どもの権利」教職研修総合特集第76号『教育と子どもの権利読本』教育開発研究所、一九九〇年。
- (9) (2) に同じ。また同審議会答申「短期大学教育の改善について」（一九九一年二月八日）にもまったく同じものがかかげられている。
- (10) 天野郁夫・河上婦志子「日本の大学分類」前掲『大学評価の研究』、立正大学は、③に含まれている。